

鍼灸・マッサージ受領委任払療養費に係る 支給申請書等の提出等について

1 療養費支給申請書の提出

提出締切日 毎月10日（締切日が土日祝休日のときは直前の平日）の午後5時必着

提出方法 次の場所に郵送又は持参してください。ただし、期限に間に合わなかった場合は翌月分として処理します。

提出先 〒600-8411

京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620番地COCON烏丸5階

京都府後期高齢者医療広域連合業務課

（受付時間：午前8時30分から午後5時まで）

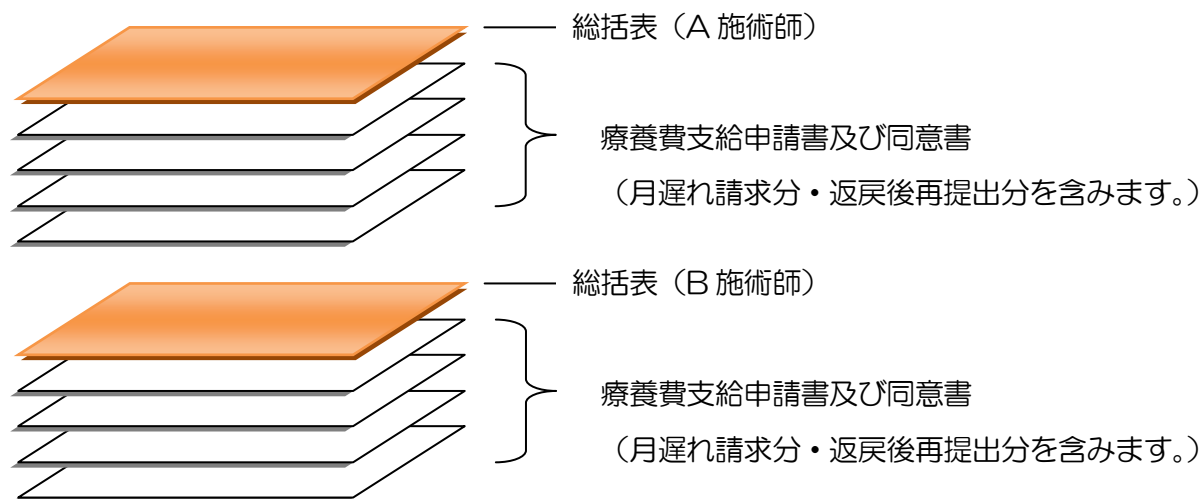
2 申請に必要な書類

(1) 総括表

療養費支給申請書を提出するときは、施術師コードごとに毎回総括表を作成し、申請件数、金額等の合計を記載してください。

なお、月遅れ請求分や返戻後再請求分等で総括表を別にする必要はありません。

【編綴方法】



(2) 療養費支給申請書

1箇月に複数の施術師が1人の被保険者に対して施術した場合、原則として施術師ごとに支給申請書を作成してください。（ただし、特に支障がある場合は、主たる施術師に請求をまとめても構いませんが、その場合は、支給申請書の摘要欄、裏面又は別紙に施術を行った全ての施術師コード、免許登録番号、保健所登録区分、住所、及び氏名を記載し、押印してください。）

(3) 医師の同意書・再同意記録等の有効期限及び添付方法

同意書及び口頭再同意（口頭再々同意、口頭再々々同意を含む）の有効期限は次のとおりです。

同意区分	有効期限
鍼灸	同意日又は初療日が月の１５日以前の場合は <u>翌々月の末日</u> 、月の１６日以降の場合は <u>３箇月後の末日</u> 。
マッサージ（変形徒手矯正術なし）	
変形徒手矯正術	同意日又は初療日の１箇月後
マッサージと変形徒手矯正術の両方 （注１）	同意日又は初療日の１箇月後（その後、マッサージのみ 施術する場合は、この表の上段の期限まで）

当広域連合では、初療月の翌月以降は同意書の写しを毎回添付し、同意書の交付から１年を経過したときは、傷病の状態や施術の必要性を再確認するため、１年ごとに新たな同意書の交付を受け申請書に添付することが必要です。

また、口頭再同意、口頭再々同意、口頭再々々同意の記録は支給申請書に明記してください。

なお、同意書の添付や口頭再同意記録等の記載は下記のとおりとしますが、支給申請書の同意記録欄が足りない場合は、余白に欄を増やすか、摘要欄に記入してください。

○ 同意書・再同意記録等添付方法（例）

年月	同意日等	施術可能日	同意書の添付等		
			鍼灸	マッサージ（変形 徒手矯正術なし）	マッサージ（変形 徒手矯正術あり）
１箇月目	５日同意・初療 （注２）	５～末日	原本（①）		
２箇月目		１～末日	①の写し		
３箇月目		１～末日	①の写し		
４箇月目	１０日同意	１０～末日	①の写し、口頭再同意記録記載		
５箇月目		１～末日	①の写し、口頭再同意記録記載		
６箇月目	２７日同意（注３）	１～末日	①の写し、口頭再同意記録記載		
７箇月目		１～末日	①の写し、口頭再々同意記録記載		
８箇月目		１～末日	①の写し、口頭再々同意記録記載		
９箇月目		１～末日	①の写し、口頭再々同意記録記載		
１０箇月目	５日同意（注４）	５～末日	①の写し、口頭再々々同意記録記載		
１１箇月目		１～末日	①の写し、口頭再々々同意記録記載		
１２箇月目		１～末日	①の写し、口頭再々々同意記録記載		
１３箇月目	５日同意	５～末日	原本（②）		
１４箇月目		１～末日	②の写し		

注1 マッサージ（変形徒手矯正術なし）と変形徒手矯正術は、同じ日に同じ部位に併施できません。

注2 初療日が同意日から1箇月以上経過している場合は、初療日ではなく同意日から期間を計算します。

注3 前回の口頭再同意の有効期間内に、新たに口頭再々同意を得て施術を行うとき、口頭再々同意の記録に加え、前回の口頭再同意記録の記載がない場合は、療養費を支給しません。（返戻します。）

例：上表の6箇月目において、施術日が5、12、19、26、30日で、直近の口頭再々同意日が27日の場合

⇒ 同意書①の写しの添付、直近口頭再々同意日の記載に加え、前回の口頭再同意記録（4箇月目）も記載が必要です。（同意書の写しと直近の口頭再々同意の記載だけでは、1日から26日までの再同意が確認できないため）

注4 同意書、口頭再同意記録等の有効期限が過ぎてから新たな口頭再同意日（口頭再々同意、口頭再々々同意を含む）までの間に施術がある場合は、療養費を支給しません。（返戻します。）

例：上表の10箇月目において、施術日が1、9、17、20日で、直近口頭再々々同意日が5日の場合

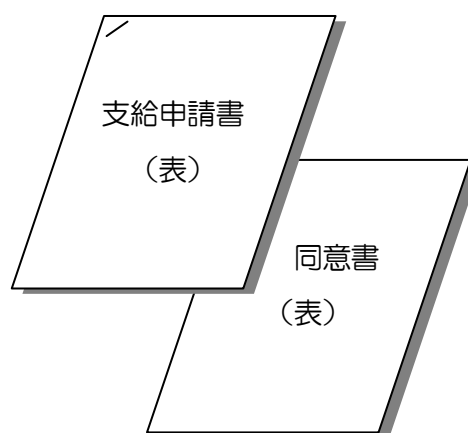
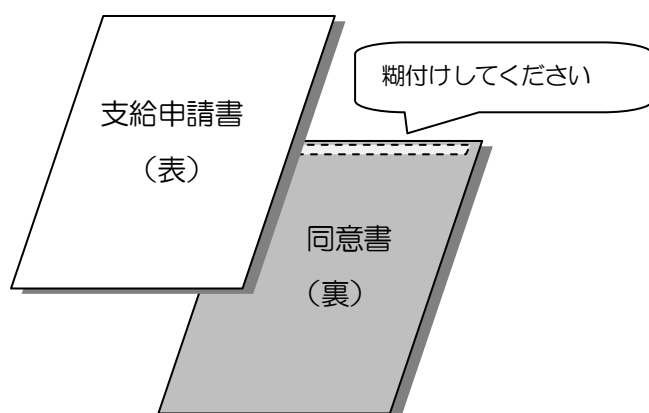
⇒ 前回の口頭再々同意（6箇月目）の有効期限は9箇月目の末日までであり、1日から4日までは施術できません。

【同意書の添付方法】

○ 同意書が1枚の場合

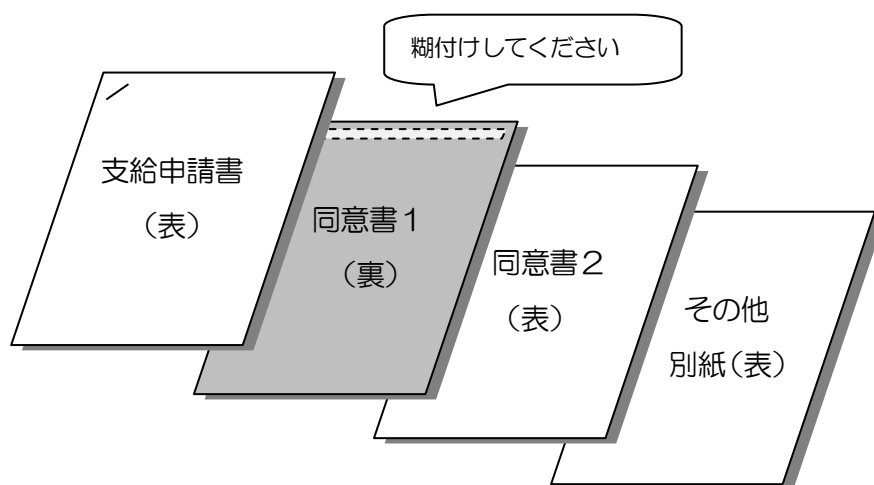
① 支給申請書の裏面と同意書の裏面を貼付する

② ステープル等で重ねて留める

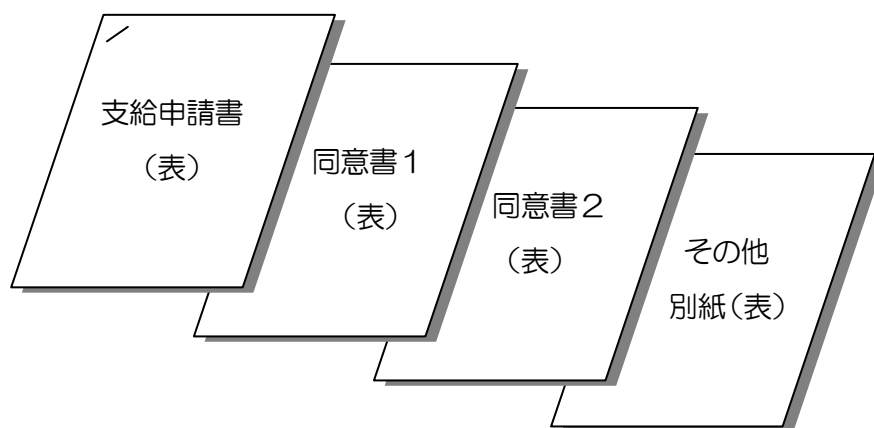


○ 同意書が複数枚の場合

- ① 支給申請書の裏面に1枚目の同意書の裏面を貼付し、2枚目以降はステープル等で重ねて留める

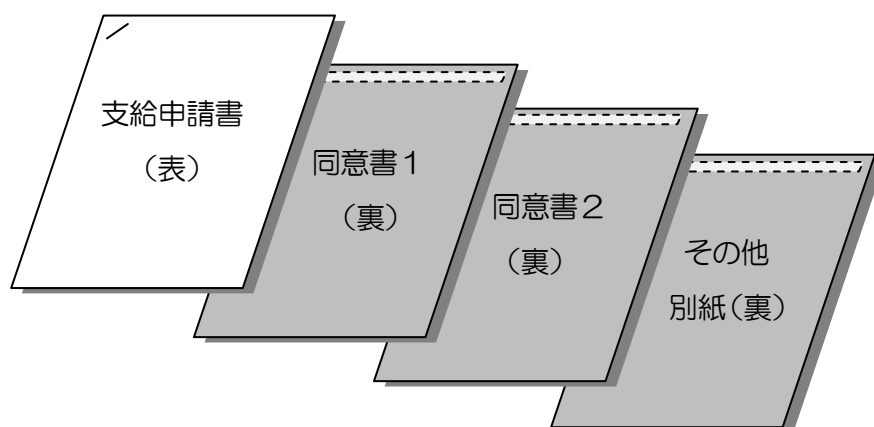


- ② 同意書をステープル等で重ねて留める



※ 次の添付方法は、下に貼付した同意書を見落とす可能性がありますのでご遠慮ください。

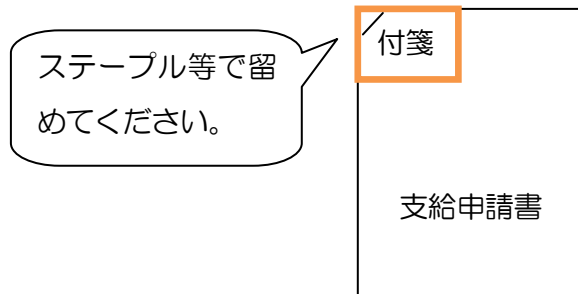
支給申請書の裏面に複数の同意書等を重ねて貼付する



3 公費付箋

更生医療、被爆者一般医療、難病医療等の公費負担医療と後期高齢者医療を併用する被保険者の場合、受給者証を確認のうえ、公費付箋を作成し、支給申請書の左上に貼付してください。

【添付方法】



4 往療料

患家に出張して施術を行う場合は、同意書に往療の必要性の記載が必要です。歩行困難、安静が必要等の理由で施術所に通えない場合に限って支給します。（被保険者が施術所に通える場合は、往療料は全額自己負担です。）

なお、往療料を算定する場合は、鍼灸・マッサージ共に療養費支給申請書の「摘要」欄に往療理由を記載してください。

5 様式

申請に必要な総括表、療養費支給申請書、同意書、公費付箋は、当広域連合ホームページからダウンロードしてください。（当広域連合事務所にも備えています。）

6 社会保障・税番号制度に係る個人番号（マイナンバー）について

平成28年1月以降、公的医療保険分野においては社会保障・税番号制度に係る個人番号（マイナンバー）の利用が開始されますが、個人番号は極めて重要な個人情報であり、秘匿性を確保する必要があることから、法令により個人番号を利用（収集・蓄積・提供）できるのは国や地方公共団体等に限られています。

そのため、鍼灸・マッサージに係る受領委任払療養費において、施術師が被保険者に対して支給申請書への個人番号の記載を求めたり、施術師が代筆したりすることのないようお願いします。また、当広域連合が定める鍼灸・マッサージに係る受領委任払療養費支給申請書の様式に個人番号記載欄の追加は行いませんので、団体等の独自様式についても個人番号記載欄を追加しないでください。

7 療養費の支給に係る取扱い、施術単価（国通知）等

下記の取扱いを順守し、施術を行い、料金を算定し、その1割又は3割（1円未満の端数は切り上げ）の支払を被保険者から受け、適正に支給申請書を提出してください。不当・不正な請求があった場合は返還請求を行うとともに、受領委任払の取消し、刑事告訴、実名を含む報道発表を行うことがあります。

- ・ 療養費の取扱い（Q&A）について（厚生労働省ホームページ）：
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/03.html>
- ・ 療養費の改定等について（厚生労働省ホームページ）：
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/01.html>
- ・ 参考書籍：
「療養費の支給基準」（社会保険研究所発行）